

石川県公報

平成27年12月11日
第12859号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

| 告 示 | |
|--|---|
| ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) | 1 |
| ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) | 1 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 2 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 2 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) | 2 |
| 公 告 | |
| ○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課) | 3 |
| ○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同) | 3 |
| ○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課) | 3 |
| ○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課) | 4 |
| ○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 4 |
| ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 4 |
| ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同) | 4 |
| ○土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告 (同) | 5 |
| ○土地区画整理組合の理事退任公告 (同) | 5 |
| ○土地区画整理組合の定款の変更認可公告 (同) | 5 |
| ○道路の位置の指定公告 (建築住宅課) | 5 |
| 選挙管理委員会 | |
| ○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 | 6 |
| ○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 6 |
| ○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 6 |
| ○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 7 |

告 示

石川県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|-------------|------------|
| イオン薬局松任店 | 白山市平松町102-1 | 平成27年11月8日 |

石川県告示第564号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|----------|-------------|------------|
| イオン薬局松任店 | 白山市平松町102-1 | 平成27年11月8日 |

石川県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------------|---------------|--------------|
| 医療法人社団 本間歯科医院 | 白山市柏木町538番地 4 | 平成27年11月 2 日 |
| イオン薬局松任店 | 白山市平松町102- 1 | 平成27年11月 7 日 |

石川県告示第566号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---------------|---------------|--------------|
| 医療法人社団 本間歯科医院 | 白山市柏木町538番地 4 | 平成27年11月 2 日 |
| イオン薬局松任店 | 白山市平松町102- 1 | 平成27年11月 7 日 |

石川県告示第567号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 田上本町急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱11号までを順次直線で結んだ線並びに標柱11号及び標柱 1 号を直線で結んだ線により囲まれた区域

| 標 柱 の 所 在 地 | | | | 標柱番号 |
|-------------|------|---|-------|------|
| 金沢市 | 田上本町 | レ | 8 番 1 | 1 号 |
| 〃 | 〃 | エ | 9 番 | 2 号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 8 番 2 | 3 号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4 号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 6 番 1 | 5 号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 6 号 |
| 〃 | 〃 | レ | 2 番 1 | 7 号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 8 号 |
| 〃 | 〃 | エ | 3 番 | 9 号 |
| 〃 | 〃 | レ | 4 番 1 | 10号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 7 番 1 | 11号 |

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に据え置いて縦覧に供する。）

2 小島 2 号急傾斜地崩壊危険区域

次に挙げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 9 号までを順次直線で結んだ線並びに標柱 9 号及び標柱 1 号を直線で結んだ線により囲まれた区域

| 標 柱 の 所 在 地 | | | | 標柱番号 |
|-------------|-----|----|-------|------|
| 七尾市 | 小島町 | ハ | 153番 | 1号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 157番 | 2号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 3号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 4号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 5号 |
| 〃 | 〃 | 壱七 | 10番 | 6号 |
| 〃 | 〃 | ハ | 147番1 | 7号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 149番甲 | 8号 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 150番2 | 9号 |

（当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県中能登土木総合事務所河川砂防課に据え置いて縦覧に供する。）

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 医師が協力を承諾した市町 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |
|---------|--------------|--------------------------------------|
| 山 上 正 彦 | 県内全域 | 小松市日の出町1-128 医療法人社団 山上小児科クリニック |
| 坂 本 人 一 | 〃 | 小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険 小松市民病院 |
| 山 崎 英 雄 | 〃 | 小松市八幡イ12番地7 特定医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター |
| 中 村 眞 二 | 〃 | 小松市沖町ソ117-1 なかむら整形外科クリニック |

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | 承諾撤回年月日 |
|---------|-------------------------|------------|
| 内 藤 暢 茂 | かほく市内高松ヤ36 石川県立高松病院 | 平成27年10月1日 |
| 古 谷 直 生 | 〃 | 〃 |

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成27年12月14日から平成28年1月19日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定

に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 事業名 | 地区（工区）名 | 縦覧に供する書類 | 縦覧場所 |
|---------------------|---------|----------|---------------------------|
| 県営ほ場整備事業 （面的集積型） | 酒見地区 | 換地計画書の写し | 石川県中能登農林総合事務所 土地改良部計画課 |

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|-----------------------|----------------------------|
| 金沢都市計画地区計画 （福久町地区） | 石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課 |

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|--------------------------|--------------------------|
| 加賀都市計画地区計画 （大聖寺福の杜地区） | 石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課 |
| 加賀都市計画地区計画 （橋立南地区） | 〃 |

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|--------------------------------|----------------------------|
| 金沢都市計画用途地域 （副都心北部直江地区、福久地区） | 石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課 |
| 金沢都市計画特別用途地区 （福久地区） | 〃 |

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 都市計画の種類 | 縦覧場所 |
|------------|--------------------------|
| 加賀都市計画用途地域 | 石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課 |

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
白山都市計画事業 白山市山島地区新工業団地土地区画整理事業
- 施行者の名称
白山市
- 事務所の所在地
白山市倉光二丁目1番地
- 施行認可の年月日
平成25年3月5日
- 変更認可の年月日
平成27年12月2日

土地区画整理組合の理事退任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が退任した旨の届出があった。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

七尾市万行地区土地区画整理組合
退任した理事

| 氏 名 | 住 所 | 退任年月日 |
|---------|----------------|------------|
| 成 田 昭 五 | 七尾市万行町13街区11番地 | 平成27年1月16日 |
| 山 崎 文 吉 | 七尾市万行町10部17番地 | 平成27年6月30日 |

土地区画整理組合の定款の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 組合の名称
七尾市万行地区土地区画整理組合
- 事務所の所在地
石川県七尾市万行町34部25番地1
- 設立認可の年月日
平成8年3月5日
- 変更認可の年月日
平成27年12月3日

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年12月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 関係土地の地名及び地番 | 道路の幅員及び延長 | 位置指定申請者 | 指定年月日 |
|------------------|-----------------------|-------------------------------|-------------|
| 鳳珠郡能登町字松波30字90番4 | 幅員 4.50m 延長 31.40m | 七尾市小丸山台二丁目117番地1 アーク建設株式会社 | 平成27年11月25日 |

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年12月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,790人

石川県選挙管理委員会告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年12月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,435人

石川県選挙管理委員会告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年12月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

| 選挙区名 | 最低署名者数 |
|-----------------------|----------|
| 金 沢 市 選 挙 区 | 122,349人 |
| 七 尾 市 選 挙 区 | 15,520人 |
| 小 松 市 選 挙 区 | 28,924人 |
| 輪 島 市 選 挙 区 | 8,246人 |
| 珠 洲 市 選 挙 区 | 4,585人 |
| 加 賀 市 選 挙 区 | 19,244人 |
| 羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区 | 10,277人 |
| か ほ く 市 選 挙 区 | 9,376人 |
| 白 山 市 選 挙 区 | 30,056人 |

| | |
|-------------------|---------|
| 能 美 市 能 美 郡 選 挙 区 | 14,489人 |
| 野 々 市 市 選 挙 区 | 13,412人 |
| 河 北 郡 選 挙 区 | 17,146人 |
| 羽 咋 郡 北 部 選 挙 区 | 6,227人 |
| 鹿 島 郡 選 挙 区 | 5,160人 |
| 鳳 珠 郡 選 挙 区 | 8,154人 |

石川県選挙管理委員会告示第237号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成27年12月11日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,435人

